



投票箱

4月9日(日)は 栃木県議会議員選挙の投票日です

選挙管理委員会事務局 ☎(63)2154

●投票できる人

- 18歳以上の国民で、選挙人名簿に登録されている人。
- ①平成17年4月10日以前に生まれた人
- ②令和4年12月30日以前に鹿沼市の住民票が作成され、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている人
- ※投票日までには県外に転出した人は、投票できません。

●最近転入した人はご注意ください

- ①令和4年12月30日までに鹿沼市に転入届出をした人 → 鹿沼市で投票することができます。
- ②令和4年12月31日以降に、県内の市町から鹿沼市に転入届出をした人 → 前住所地で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。

※前住所地で投票する際には、あらかじめ「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書(無料)」を市民課の窓口で受け取り、投票所の受付に提示してください(期日前投票や不在者投票を行う場合も、この「証明書」が必要です)。

- ③令和4年12月31日以降に、県外の市区町村から鹿沼市に転入届出をした人 → **投票できません。**

●選挙公報

選挙公報は、新聞折り込みにより各家庭に配布します。新聞を購読していない世帯には郵送しますので、事前に選挙管理委員会に連絡してください。

●投票所入場券

告示日(3月31日)以降にはがき(入場券)を郵送します。入場券が届いたら、記載されている内容を確認してください。

投票できる人が同居所に居住している場合は、2人ずつの連記式で届きます。

●投票時間

投票時間は、投票所によって異なります。投票終了時刻は、午後6時または午後7時です。

入場券をよくご確認ください。

●即日開票

とき 4月9日(日)午後8時～
ところ 鹿沼市総合体育館
(TKCいちごアリーナ)

こんなときは

- ・投票日当日に予定があり投票所に行くことができない・・・①へ
- ・入院、長期出張などの理由により、投票所に行くことができない・・・②へ
- ・身体に支障があり、投票用紙に書き込むことが困難である・・・③へ

1 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事などがある人は、期日前投票ができます。

投票所入場券が届いている場合は持参してください。なお、入場券がなくても投票できます。

ところ	とき
①市民情報センター エントランスホール	4月1日(土)～8日(土) 午前8時30分～午後8時
②各コミュニティセンター	4月3日(月)～7日(金) 午前8時30分～午後5時
③まちの駅 新・鹿沼宿 本館 ロビー	4月6日(木)・7日(金) 午前10時～午後5時

2 不在者投票

- ①都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所している人は、一定の条件の下にその場所で不在者投票ができます。施設の職員にお問い合わせください。
- ②長期出張中の人は、滞在地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

3 代理投票

身体に支障等があり、字を書くのが困難な人は、投票当日に投票所で申し出てください。補助者立ち会いの上、代筆します。

補助者は、誰に投票したか絶対に口外しませんので、安心して申し出てください。